

## 越水に対して「粘り強い河川堤防に関する技術」第2回公募 公募要領に係る説明会Q&A

QA 番号	質問	回答（案）
1	確認された複数の実験施設について、提示いただくことは可能でしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土技術政策総合研究所には、堤防模型の越水実験ができる複数の水路があり、同研究所の実験や業務に支障のない範囲で貸し出しが可能です（有償）。 (<a href="https://www.nilim.go.jp/lab/bbg/rental/rental.html">https://www.nilim.go.jp/lab/bbg/rental/rental.html</a>)</li> <li>・学術論文等で実験結果が発表されていることを考えると、大学等の研究機関や建設コンサルタント等の民間企業においても、同様な実験を行える施設がある可能性があります。国土交通省以外の実験施設については、ご紹介は出来ませんので、応募者においてお調べください。</li> </ul>
2	資料64ページQ&A15の回答の「複数の実験施設があることを確認しております。」とございますが、その実験施設を教えてくださいませんか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応募する技術における部材1ユニットの耐力並びに部材の接続部や端部の状況が検証されるよう、一列以上の部材を設置した実験等の結果の提出を求めています。</li> <li>・ご質問の構造による実験条件設定が、上記の内容や変状連鎖図等に示して想定している破壊現象に対する照査として適切であるかについては、評価委員会の判断となるため回答できません。</li> </ul>
3	公募要領の【実験時の堤防縦断方向の幅の考え方】には、「水路内に一列以上の部材を設置可能なこと。」とありますが、この一列の定義を教えてください。例えば製品1枚の規定寸法幅が1.5mだったとして、水路幅が2mの場合、製品は1.5mと0.5mで並べることとなります。継ぎ目が水路壁近くになりバランスが悪くなるため、製品幅を1.0mに短くしたものを製作して、2枚並べ、継ぎ目が水路の真ん中になるようにして実験することは公募要領上問題ないでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・信頼性については、公募要領p2「信頼性の定義」、応募資料作成要領p13「越水に対する性能を有すること（様式4）」、第2回技術開発公募における応募資料作成のための説明会で使用した資料p47～59を参考に、応募者において検討をお願いします。</li> </ul>
4	第1回目の公募に応募し、実験結果を含めて提出してD評価を受けた技術があります。実験は1回しかしていないため、信頼性がない要因になったと認識しています。この技術を一部改良して再度1回実験を行い、侵食が前回と比べて起こらなかった場合、実験回数は計2回ですが信頼性に対する評価は良くなるかと考えてもよろしいでしょうか。それとも改良技術で3回実験を行わないと信頼性は評価されないでしょうか。	<p>越水に対する性能を維持している状態（表面被覆型）は「堤体が表面被覆材によって被覆された状態がほぼ維持され、その結果、堤防天端高さが維持されている状態」と定義されていますが、例えば実験後、天端高さは変わらないが、表面被覆材を含む法面に多少の変状（凸凹）が起きている。ただし表面被覆材がずれたりめくれたりはおらず、堤体土は露出しておらず表面被覆材で覆われた状態は維持されている状態は、越水に対する性能を維持しているとみなされるのでしょうか。</p>
5	越水に対する性能を維持している状態（表面被覆型）は「堤体が表面被覆材によって被覆された状態がほぼ維持され、その結果、堤防天端高さが維持されている状態」と定義されていますが、例えば実験後、天端高さは変わらないが、表面被覆材を含む法面に多少の変状（凸凹）が起きている。ただし表面被覆材がずれたりめくれたりはおらず、堤体土は露出しておらず表面被覆材で覆われた状態は維持されている状態は、越水に対する性能を維持しているとみなされるのでしょうか。	<p>引張破壊応力の上限值や下限値は設けていません。実験結果を評価する際に、現象を理解するための参考値として、提出を求めます。</p>
6	技術提案を求める上での与条件（土質条件）で「越水実験前に堤体の引張破壊応力を確認する。」とありますが、この引張破壊応力の上限值や下限値はありますか。	

QA 番号	質問	回答(案)
7	実験の動画をYoutubeなどへアップすることが求められておりましたが、これは必須でしょうか。会社のポリシー上、対応が難しいかもしれないと思って質問させていただきます。	・オンライン動画投稿プラットフォームへの動画投稿について、投稿ができない場合に欠格になるものではありませんが、応募技術の評価において重要な参考資料となるため、極力の提出をお願いしています。
8	実験結果については動画データも提出することになっていますが、オリジナルデータの提出だけでなく、オンライン動画共有プラットフォームへの動画投稿も必ず必要ということでしょうか	・オンライン動画投稿プラットフォームはYoutubeに限定するものではありません。
9	動画の提出について、Youtube等で動画投稿とありますが、過去の動画について閲覧は可能でしょうか。	過去の動画の閲覧はできません。